

日産婦医会発第 116 号  
平成 26 年 7 月 10 日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会  
会 長 木 下 勝 之

### 出産育児一時金の総額 42 万円の維持について

本会事業に関し、種々ご配慮いただき厚く御礼申し上げます。

さて、出産育児一時金に関しては、平成 26 年 7 月 7 日の社会保障審議会・医療保険部会で、現在の出産育児一時金の総額 42 万円を維持することが決定されましたので、貴会会員へ周知方お願いいたします。この件は、本会 HP に掲載しております。

出産育児一時金をめぐっては、今年 4 月の医療保険部会で産科医療補償制度の掛金 3 万円を 1.6 万円に引き下げることが決まったことにより、その掛金が含まれている総額 42 万円を維持するか、見直すかが焦点となっていました。現在の出産育児一時金 39 万円を 40.4 万円に引き上げることとし、産科医療補償制度の掛金 1.6 万円との合計で 42 万円とすることが決定され、来年 1 月から施行されることとなったものです。

なお、妊婦さんとその家族が、安心して妊娠から分娩、子育てを行うには現行の 42 万円では不足なので、本会としては、出産育児一時金の引き上げを引き続き要望して参る所存でありますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

<参考資料：出産育児一時金について>

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000050441.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000050441.pdf)